

総務文教消防委員会会議録（令和５年７月10日）

出席委員 竹原委員長 中川副委員長 安達委員 谷崎委員 水橋委員 尾崎委員 開田委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 水野市長 柿沢副市長 上田教育長 石川総務部長
上田教育委員会事務局長 長崎財政課長、椎名教育
総務課長

職務のため出席した事務局職員 落合局長 当銘主任

午前11時21分開会

竹原委員長 ただいまから、令和５年第１回臨時会総務文教消防委員会に付託された
案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第１、会議録署名委員の指名をいたします。

尾崎照雄委員、開田晃江委員にお願いいたします。

日程第２、付託案件の審査に入ります。

議案第39号の議案を議題といたします。

予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算関係の議案の説明につきましては、全体委員会
のみですることになっております。

よって、議案第39号 令和５年度滑川市一般会計補正予算（第３号）につしまし
ては、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加で説明する事
項はありますか。

石川総務部長 ございません。

竹原委員長 ないようでしたら、これより議案第39号 令和５年度滑川市一般会計補
正予算（第３号）について質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

安達委員 先ほど古沢議員からもあったとおり、お金の面に関しては当然控訴しない
ということで、いいことだなと思っているんですが、安全配慮義務違反があったこ

とを認めるということで県なり市は認められたわけですが、具体的に、この言葉では何となくニュアンスは分かるんですが、この安全義務配慮違反というのはどのような内容なのか、詳しく説明をしていただきたいです。

椎名教育総務課長 滑川市としましては、この裁判のときに、部活動は学校の業務ではある、ただし、各教科の指導とは違って、先生方の裁量によるところが大きいといった形でお伝えしておりました。ただ、この判決を重く受け止めまして、今後の教員の勤務時間の管理を徹底していきたいと考えております。

今の言葉につきましては、部活動の時間、先生方がもう少しやりたいと思われた時間につきましても、学校ではしっかりと把握して管理していくことが必要であると。そこが抜けていたということで、安全配慮義務という形が抜けていたということで判決をいただきました。

以上です。

安達委員 そしたら、今まではずさんな時間の管理であったということをまともに受け止めておると私には聞こえるんですが、先ほど本会議の中でも、45時間を超えないことが決まっておるということで、結局、今までは超えていても仕方ないわできておったということ、事実そういうことがあったということ認められるということなんですね、そしたら。それが安全配慮義務違反だということで、当局はそういうふうに受け止めているということなんですか。時間のことだけということで、それを安全配慮という形になります。今のお答えでは。

椎名教育総務課長 裁判の判決によりますと、今おっしゃられたことになりましたが、当然、部活動の時間や練習試合につきましては、学校のほうにも報告は上がっておりましたが、例えば、先生方がもう少しやりたいというところまでは学校として把握できていなかった部分も多いということで、今、その部分につきましては猛烈に反省して、今後の取組に生かしていきたいと考えているところでございます。

安達委員 そしたら、当時はそうであったということをお認めになったということで、今、実際に、45時間を超えないように、タイムカードなりで管理をしておられると思うんですが、これは先ほども言ったように、教職員だけではなくて、今、部活動だとかと言われますけど、授業と部活動を分けたように言われますが、働いておれば、それは別に、授業であろうが、部活動であろうが、私らにしたらトータル的に見るわけです。そこら辺を今後どのようにして、改善しておると先ほども聞いたんです

が、タイムカードだけなのか、実際に時間のずれなどが生じてくると、今後もまたこういうことが起きたときに、例えば30分であっても、20分であっても、監督署というのは細かいですから、やっぱりそこまで言うんですよね。そういうことの対応も含めた上で今進めておられる、例えば、私らでも監査を受けたことがあるんですが、ぎりぎりの線で止めるんじゃなくて、例えば1時間減らしましょうとか、1日抜きましょうとかと言うんですよ、監督署というのは。超えたらまずいので、ぎりぎりの線はやめてくれということはよく言われるんですが、そこまで追及して、市としては方針を変えておられるのかどうかということを聞きたいです。

椎名教育総務課長 先ほど教育長の答弁にもございましたが、これまでよりも部活動の日にちを、例えば平日であれば1日は休みを入れる、休日は1日休みを入れる、それから、休日は3時間以内の部活動にする、平日は2時間以内の部活動にするということを進めております。あわせて、授業時間と部活動というのは同じ日にございますので、議員おっしゃるとおり、続いているものでございます。例えば、成績処理等であればどうすればいいのか。家に持ち帰るのかということではなくて、忙しいときに、できるだけそういう成績処理の時間も取れるような形で、日課を工夫して入替えするなどしております。

あわせて、これはまた少し違うかもしれませんが、夏休みにリフレッシュのための学校閉庁日等も、今年度は8月12日土曜日から8月18日金曜日まで設定しております。これにつきましては、8月11日は祝日ですし、8月19日は土曜日、20日は日曜日として、できるだけ長い期間リフレッシュできるような、そういう期間も取って教職員のリフレッシュに努めているところでございます。

以上です。

安達委員 ありがとうございます。

先ほども本会議で古沢議員がおっしゃいましたが、やっぱり一つの命が奪われているわけですから、今回の案件に関しては、ちっちゃい子どもさんもおられたということで、3人に分けて原告というふうにして訴訟されているわけですけど、今言われたように、時間は大分余裕を持って取っておられるということなので、本当にこれは先生だけではなくて、市職員の皆さん、いろんな形で、超えないように、強くやっぱり皆さんに伝えていただきたいということと、今回の場合は、くも膜下出血を起こしたのは疲労ということで取り上げておられますけど、やっぱりこれは実際

に内容はそういうふうに出ておりますが、夜、市役所の前を通ったりすると、遅くまで電気がついていたりということも多々ありますので、そこら辺はやっぱり全てを踏まえて、こういうことが二度と起こらないように、一つの命に何百人の人がつながっておりますので、そこら辺は強く言いたいところで質問をさせていただきます。

以上です。

竹原委員長 そのほか、委員の方ございませんか。

中川副委員長 今ほど答弁の中にもいろいろ改善案が出されておりますが、私は一番大事なものは、これまでもそうだったと思うんですが、誰がその人を管理しているのか。タイムカードで管理するということも言われていましたが、タイムカードを毎日誰が見てどう対応するのか、これが一番大事なところではないかなと思う。本人は基準どおりやっていると言われるかもしれませんが、タイムカードを押してまたやるかもしれない。いや、あんた、まだやっと思ったんじゃないのかと注意喚起することが私は一番大事だと思う。これまでもそれがなかったために、こういった事件が起きたということでないかなと思うんですが、そういったしっかりとした部活、いろんな部活がありますが、あるいはまた学習の面もあると思うんですが、そういった時間が上回ったことを毎日しっかりと管理する人が誰かということを決めておられるのかどうかお聞きしたいと思う。

椎名教育総務課長 委員おっしゃるとおり、タイムカードは先生方個人で押しております。このタイムカードにつきましては、中学校は平成30年の9月から、小学校は平成31年の3月から導入いたしました。当然、毎日押しておりますので、各先生方は自分で把握して、ただ、管理職、教頭、校長がその時間を把握しております。まとめて、毎月、教育委員会のほうに報告しております。45時間を超えた先生方につきましては、管理職のほうから声をかけるというような形を取って、何か不安なことがないか先生方と話をしているところでございます。

以上です。

中川副委員長 しっかりと管理されているということで、それはしっかりこれからもやってほしいんですが、私はやはり、子どもたちにすれば、中学校のときの部活というのは大事な活動だと思います。私も中学生時代はずっと野球をやっていたから、しっかりと指導もしていただいたので、そのおかげで、現在、いろんなことも

嫌なくできるという状況になっていますので、やはり子どもにとっては、中学校のときの部活というのは本当に大事なものと私は思います。

そういった意味では、先生方も熱心になって時間オーバーされるかもしれませんが、その辺もしっかりと踏まえて、子どもたちの指導も忘れずやってほしいなと私は思います。

椎名教育総務課長 先生方が熱心にいろいろ指導してくださるということは、大変ありがたいことではございます。ただ、この件も含めまして、働き方改革ということで、先生方の熱意をこちらのほうで少し調整していくとか、抑えていくとか、やり過ぎないように管理していくのが学校の管理職、それから教育委員会の仕事だと捉えております。今後とも進めていきたいと思っております。

以上です。

中川副委員長 よろしくをお願いします。

竹原委員長 そのほかございませんか。

尾崎委員 結果論になってしまいますけれども、今回訴訟に至って、いわゆる負けたわけです。滑川市の中学校教諭が亡くなった当時、教育委員会としての対応はどうであったか検証されているかということですね。結局、その後裁判となり、判決が出た時点では、当時の市長、副市長、教育長はもう今おられませんけれども、やはり市として、どういった対応をされたかということをしつかりと検証する必要があるのではないかと。情報が私どもの耳に入ったときは、もう既にかなりたってからのような記憶があります。当時、今の市長が、たしか委員会で質問されたことも記憶にあります。したがって、そういった情報公開、あるいはそういったときの対応、この辺に何か問題はなかったかという検証も必要だと思うんですが、その検証作業はされていますか。

上田教育委員会事務局長 これまでの訴訟の中で、それこそ十数回にわたる弁論準備等ということで、これまで市で行ってきたことなども含めて、状況をまとめて裁判所のほうに提出しながら今回の訴訟について進めてきております。市のほうでも当時の状況を振り返りながら、今後どう生かせばいいかも含めて対応をしてきたつもりでございます。

尾崎委員 その亡くなった後の当局の一連の対応に、いわゆる反省すべき点はなかったかということなんですが、どうでしょうか。

上田教育委員会事務局長 提案理由等でも冒頭で市長が申されましたとおり、現場のほうも含めて、司法の判断を真摯に受け止めて、今後対応に努めていくところでございます。

尾崎委員 私の質問は、その亡くなられた、例えばその情報が委員会のほうに入ったわけですね。そのときに委員会として、責任ある立場の方がどう対応されたかということについて、反省すべき点はなかったかという質問なんです。

上田教育委員会事務局長 すみません。今残っている教育委員会のメンバーは、その当時、事務局のほうには勤務しておりませんで、ちょっとその状況は分かりません。28年当初の時期でありますと、誰もいなかったのかなと思っていまして、今ちょっとその辺については確認させていただきます。

尾崎委員 人がいなくなったからちょっと分からないということではなくて、やはりきちっとそういったときの対応がどうであったかということも、今後の教訓としてしっかりと残す作業は、やはり今回あってはならないことが起きた市の当局として、しっかりそういうものは残しておくべきだろうと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

上田教育委員会事務局長 尾崎委員のおっしゃられるとおりでございまして、いま一度再確認し、今後にしっかりと生かしていけるように、また教育委員会全体でも確認しながら努めていきたいと思えます。

尾崎委員 検証作業が終わった段階でまたお伺いします。よろしくお願いします。

竹原委員長 そのほかございませんか。

谷崎委員 私、今回の件で思ったのが、学校にPTAで行かせていただくことが多いんですけども、残業というか、健康管理できていない、できづらい先生もおられると思うんですね。ですから、あえて休まない先生もおられますし、休めない先生、いろんな先生がおられると思うんですね。ですから、我々もいろいろ考え直さないといけないことはたくさんあると思うんですけども、学校サイドの帰らない先生、帰れない先生、たくさんおられると思います。ですから、いろいろ話し合って、帰ろうよという声かけとか、改革ですね、指導していかないと、安全配慮というのはなかなかできていかないのかなとも思いますし、部活動を地域に移行していくと、やはり働いている方がコーチをされたり、監督をされたり、いろいろ出てくると思うんです。OBの方ばかりではなくて。その方の安全配慮という問題もまた出てくる

と思うんです。その辺しっかりじっくり考えていただいて検討していただきたいなと思うんですけども。

椎名教育総務課長 おっしゃるとおりで、先生方が帰れないという状況をつくらないように、学校全体でチームで仕事をしていくということを進めていく。それから、おっしゃったように、帰らないという先生方もおられるかもしれませんが、これにつきましては、管理職と教育委員会が協力しまして、心身の健康というところをしっかりとさせていただくのが子どもたちの教育につながりますので、そこをしっかりと把握していきたいと思います。

今回の判決でも出ましたように、管理ということを学習だけではなく部活動のところにつきましても徹底していきたいと思っております。

また、部活動の地域移行につきましては、今年度、滑川市内の中学校で10程度考えております。これにつきましては、また指導者の方の健康ももちろん大切にしていきたいようにしていきたいと思っております。

以上です。

竹原委員長 よろしいですか。そのほか。

開田委員 今いろいろご意見伺いました。私、過去に、佐野中学校へ視察に行ったことがあります。そのときの教頭先生が、先生方が競って仕事をしてくれる、こんな熱心な先生方はいないんだと誇らしげに言っておられました。

今、この大失敗をした滑川市ですので、一生懸命することと自分を守ることもしっかり分けと隔てをしてほしいということも、ぜひ教育委員会から伝えてあげてほしいと思います。なぜかという、上司というのは人間ですから、下の若い人たちって、やっぱり見られとる意識があると思いますので、そこのところの分け隔てを今後しっかりとつくってあげてほしいなと思っております。ちょっとこれは思っておりました。お願いします。いかがですか。どういうふうに管理というか。中川議員の言う部活も頑張ってもらいたい、早く帰って健康管理もしてほしい、この部分が非常に難しいところだと思います。そこのところの分け隔ては今後どのようにされますか。

椎名教育総務課長 議員おっしゃるとおり、以前は遅くまで働いて一生懸命やる先生がすばらしい先生だという意識を、学校の中だけではなく地域や保護者のほうにもしっかり伝えまして、時間内でしっかり仕事ができる方というふうに、教育委員会

としては学校の働き方を進めていきたいと考えております。

上田教育長 今ほど管理という話もありましたが、教員の勤務時間につきましては、一人一人の毎月の時間数を、学校はもちろんなんですが、教育委員会でも把握しております。例えば、先ほどからありますように、勤務時間がたくさんになっている人が熱心かといったら、そうではなくて、熱心な方もいらっしゃる、仕事上ちょっとうまくいってなくて、つらくて抱えている方もいらっしゃいますので、一人一人の勤務の実態を管理職と教育委員会で共通理解して、この人はちょっとつらそうだから、つらそうだからどんな対策を取ってあげればいいのかということと一緒に相談したり、はたまた、熱心になり過ぎている人は、ちょっと手綱を引き締めるということで指導していこうということで、コンパクトな滑川市でありますので、一人一人に応じた対応を心がけております。ありがとうございます。

開田委員 ありがとうございます。お願いします。

竹原委員長 そのほかございませんか。

水橋委員 関連しているんですけども、先ほど教育長から、5つの今後の具体的な対応策の話があったんですけども、今の話の流れでいくと、健康面ですね。おっしゃるとおり、教員たちは必ず健康診断を受けることになっていると思います。これは法律で義務化されていますから。要は、それに対するケアといいますか、恐らく中には、もう一回精密検査を受けてくださいよと、要は再検と出た先生方が本当にそこに行っているのかどうか、そういうのがすごく気になります。中には入院しなきゃいけないような人も出てくる可能性もあるし、実際私もそういう人に会ったこともありますし、そうやって手遅れにならないように、ここが病気の可能性があるよと言っているときに、でもその人は、さっきから言われるように、真面目で熱心で、もう頑張り過ぎるぐらい頑張る人で、病院にも行かずにそのままにしてというケースが本当にあると思うので、その辺、現状と今後、これはお願いですけども、そういうところもしっかりと管理していってもらえばありがたいなと思います。いかがでしょうか。

椎名教育総務課長 健康診断の結果につきましては、まずは個人に来るんですが、各学校で把握しまして、やっぱり要観察とか要精検という方がいらっしゃった場合には、必ずもう一度見てもらうように管理職からまた進めていきたいと思っています。

先ほどおっしゃったように、なかなか、「俺、これ、持病だから」と言われる方も

おられますが、そうではなく、しっかりとそういうところは「ケアしてください」というふうにして取り組んでいくのも、この働き方改革とか心身の管理という面では必要なことだと思っております。あわせて、ストレスチェックなども進めていきたいと考えております。

以上です。

水橋委員 ありがとうございます。

今おっしゃられたストレスチェックですけども、今も続けておられるんですか。それに対して、ストレスをずっと保ってるような方はいらっしゃいますか。また、それに対して対応はしていらっしゃいますか。

椎名教育総務課長 ストレスチェックは今も続けております。対応につきましては、結果が出まして、そのことについてどれだけストレスがあるかというようなことで対応しております。ストレスがすごい高いということで、例えば産業医の診断等も受けることができるんですが、なかなかそこまで希望される方がおられないのも事実ではございます。

水橋委員 そうなると、職場全体、「チーム学校」という言葉もあるんですけども、やっぱり先生方を孤独にさせない、独りにさせない。やっぱり相談するような人間関係ですよね。そうやってお互いカバーし合えるようなものをふだんからつくっていったらいいんじゃないかなとすごく思います。この辺もよろしくお願いします。

椎名教育総務課長 各学校では、管理職だけではなく、年代が近い先生方の相談、それから、子どもたちということで、相談のためにスクールカウンセラー等も入っておりますが、先生方の相談も受け入れておりますので、そこを含めて、チーム学校で、健康管理、それから子どもたちの教育を進めていくという観点で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

水橋委員 ちょっと話は変わりますが、教育長さんからさっき、判決を聞いた児童・生徒や保護者もちょっと動揺しているんじゃないかという話がありました。今現在、教育委員会として、児童・生徒ですとか保護者の方に何か対応される、メッセージも発信されたんですけども、これは教職員に発信されたんですよ。児童・生徒とか保護者に対しても、何かそういう動きをされる予定というのはあるんですか。

上田教育長 今のところ、保護者や児童・生徒については予定はございません。子ど

もたちは先生たちがそれぞれ見てくださっていると思っております。

水橋委員 今回の判決が出て、滑川市が全国的にも注目を浴びるということで、今後のことを考えると、児童・生徒への対応ですとか保護者への対応というのは、やっぱりこの後どうしていくのか。滑川市の教育は今後どういうふうにしていくのかということを明確に打ち出すべきじゃないかなと思うんですね。教育長が今、富山県ですとか、あるいは文科省とも相談してと話されましたけども、国や県に対してどういうことを要望していかれるのか。そういうときに、やっぱり滑川市としたら、水野市長を中心に、滑川市の子どもたちは将来こんなふうな子になってほしいというものを強く打ち出していないと、それで先生方にも、もちろん先生方のライフステージということも考えて、先生方に相談してほしいとか、そういうものはどうしても要ると思います。

ですから、国や県に要望する以上は、やっぱりそういうものもしっかり持った上で、私からすると、できれば加配ですよ。これはいつも問題になっていますけども、教員が現場に少ないと。教員定数が決まっていて、予算の関係でもう出さないということを国はいつも言っていますけども、本当にそれで国はいいのかということ、滑川市が全国に先駆けて訴えてはどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

上田教育長 先ほどリーフレットを配布していると申しましたが、判決を受けたから教員の働き方改革を進めているわけではなくて、ずっと前から働き方改革というのは地道に進めております。

その中で、教職員の勤務時間の実態として何が一番負担となっているのか。先ほど言われた人材不足が問題であるのか、部活動が問題であるのか、はたまた教育課程が多いことが、1,015時間ですね、その時間の多さが問題であるのかということ、それぞれ個人個人でいろいろな考え方もございますので、働き方改革を進めてもなかなか勤務時間が減らんのはどうしてやということを改めて検証しながら、今後どこにどのように訴えるのかということをもたえていきたいと思っております。ありがとうございます。

水橋委員 ぜひ滑川市の子どもたち、それから全国の子供たちが、先生も元気だし、子どもも元気だしというモデルになっていけばいいなと思いますし、全国もそうなってほしいと思うので、またよろしくお願いします。

竹原委員長 そのほかございませんか。

(質疑する者なし)

竹原委員長 ないようですので、質疑を――水野市長。

水野市長 今ほどはいろんなご意見をいただきまして、ありがとうございます。

皆さん言われるように、誰が管理するのかとか、今回、当市の対応をどこまで検証したのか、そのあたりももう一回整理整頓しなきゃいけないかなと思っていますし、分け隔ての関係も、一人一人の実態を共通理解でやっているとか、先ほど言われたチーム学校、先生を独りにさせない、そんな形で、今後の対応をどうするか、その辺も十分考えながら、現在の学校の働き、先ほど提案理由でも述べましたように、働き方改革の流れをより一層進めていく、これは本当に全国が注目している中で、滑川市からその発信をしていきたい、それを今強く感じているところであります。

最後にですけれども、今回のことに関して、ご遺族に関してですけれど、直接お伺いして、ご本人及びご遺族の皆様にも哀悼の意を表したいと思っています。時期に関しては、今、お互いに控訴しないと言っていますので、それが本当に確定した時期、その後の適切な時期にそのような対応を行いたい、それは私と教育長で行ってまいります。

以上、報告です。

竹原委員長 ご質疑等ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第39号について討論を行います。

討論を希望される委員は挙手を願います。

(討論する者なし)

竹原委員長 ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第39号について採決を行います。

議案第39号 令和5年度滑川市一般会計補正予算（第3号）

賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

竹原委員長 賛成全員。よって、議案第39号につきましては可決すべきものと決定いたしました。

午前11時57分議決

竹原委員長 以上で、付託案件の審査は終わりました。

本来であればその他事項ということではありますが、今回は臨時会ということですので、委員からのその他につきましては、次回の委員会等で受けていきたいと思います。

これにて令和５年第１回臨時会総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時58分閉会